

折尾土地区画整理審議会委員が改選されました

審議会委員選挙(令和4年8月20日)の結果について

立候補者が定数を超えなかったため下記の方が無投票当選となりました。(敬称略)

○宅地所有者委員【定数7名】

- ・荒牧 利充 ・大林 英憲 ・佐竹 真人 ・(有)白石書店
- ・高松産業(株) ・永野 吉鎌 ・山地 博 (50音順)

○借地権者委員【定数1名】

- ・大鵬鉱産(株)

学識経験者委員の選任について

学識経験者委員として、2名の方を選任しました。(敬称略)

- ・井上 龍子(新任) (八幡駅前開発(株) 代表取締役)
選任の理由:まちづくりに関する学識及び経験を有する。
- ・金子 孝治(再任) (株)ウエダ 技術顧問
選任の理由:土地区画整理事業について学識及び経験を有する。

当選証書・委嘱状の交付式を行いました



令和4年8月22日に折尾総合整備事務所で、新しい折尾土地区画整理審議会委員へ、当選証書及び委嘱状を交付しました。

新しい委員の任期は、令和4年8月22日から5年間です。



第4期折尾土地区画整理審議会委員

後列:田口整備課長、永野委員、山地委員、佐竹委員、井上委員、金子委員、太田折尾総合整備事務所長

前列:社(大鵬鉱産(株))委員、住吉(高松産業(株))委員、上村建築都市局長、大林委員、白石(有)白石書店委員

折尾土地区画整理審議会の開催状況

第24回 折尾土地区画整理審議会を開催しました

開催日：令和4年10月18日

【議題】

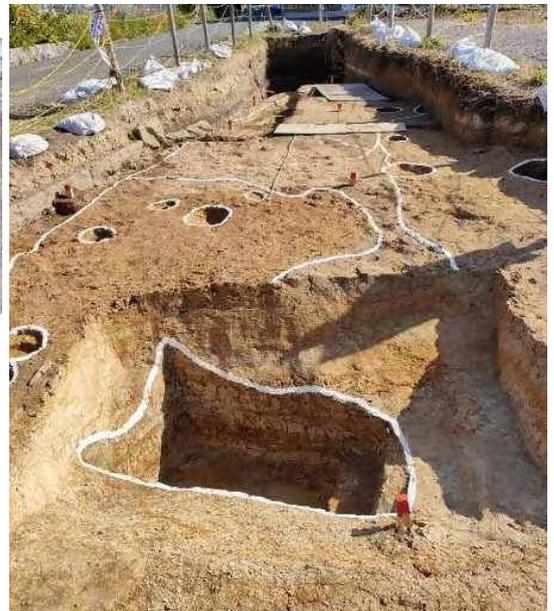
- 会長、副会長の選出及び議席の決定
会長に大林委員、副会長に白石委員(有白石書店)が選出され、議席が決定しました。
- 折尾地区総合整備事業の進捗状況について
令和4年度の施工予定等について市が報告しました。
進捗状況については最終ページの「令和4年度の工事について」をご覧ください。
- 諮問第34号 評価員の選任について
評価員3名のうち1名の選任について諮問を行い、答申(原案に同意)を受けました。
- 仮換地指定の軽微な変更について
仮換地指定の軽微な変更について報告を行いました。
- 仮換地図の公開について
公開の概要及び公開時期等について報告を行いました。
詳しくは次ページの「仮換地図の公開について」をご覧ください。

トピックス 埋蔵文化財調査を実施しました

令和4年10月中旬～11月下旬、南鷹見町で埋蔵文化財(末里遺跡)の発掘調査を実施しました。井戸や溝、土坑、柱穴などが確認され、これら遺構の中からは江戸時代(18世紀頃)の土器や陶磁器、瓦などが出土しています。



↑六角形の井戸



仮換地図の公開について

土地区画整理事業施行地区内における不動産の情報

土地や建物は、不動産登記の制度によって、不動産の情報（位置、形状、地番、地積、寸法、所有者など）が法務局で公開されています。

一方、土地区画整理事業における仮換地の情報は、事業が全て完了した（換地処分）後に登記されます。

そのため、換地処分までは、法務局の不動産情報と仮換地の情報が一致しません。

施行期間中における不動産情報の取扱い

施行期間中は、権利者のみに仮換地に関する情報をお知らせしています。

そのため、権利者以外の方が仮換地に関する情報を知りたくても、情報を入手する方法が非常に限られている状況です。

仮換地に関する情報の公開

令和5年度には、堀川町工区の大部分で使用収益を開始する予定です。

使用収益開始後は、土地需要の高まりと不動産取引の活性化が予測されることから、健全な土地取引と土地利用の促進を目的に、使用収益開始した仮換地に関する情報の公開を開始します。

公開の方法

- (1) 公開場所 折尾総合整備事務所の受付カウンター
- (2) 公開方法 公開用の仮換地図を備え付け、誰でも閲覧できるようにします。
- (3) 公開時期 令和5年1月から（予定） 8:30~17:00（開庁日のみ）
- (4) 公開内容 使用収益開始した仮換地の街区番号、画地番号、地積、従前地番

※ 所有者等の情報は従前地番から法務局で取得していただくことになります。

※ 市が保有する住所や連絡先などの個人情報を開示することはありません。

<公開用仮換地図のイメージ>

法務局で公開されている
字図を閲覧するイメージです。

…使用収益開始した仮換地



土地区画整理事業の進捗状況について

令和4年度の工事について

令和4年度は堀川町地区の宅地造成工事及び東側地区の擁壁工事及び宅地造成工事を行います。また、鉄道跡地地区ではレールの撤去等を進めています(JR 施工)。

工事中はご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

堀川町地区



宅地造成工事施工箇所

東側地区・鉄道跡地地区



宅地造成工事施工箇所

レール等の撤去工事
(JR 施工)

擁壁工事 及び
宅地造成工事施工箇所



お願い

- ◇事業に関してご質問やご心配事等がございましたら、お手数ですが、下記の問合せ先にご連絡下さい。
- ◇施行地区内で、建築物の新築や建替え等を行う場合は、建築基準法の建築確認のほかに、土地区画整理法第76条による許可が必要です。地区内での建築行為を検討されている方は、事前にご相談下さい。
- ◇また、同地区内で、土地の売買や相続などで権利の異動があった場合は、下記の問合せ先までお知らせ下さい。

問合せ先 折尾総合整備事務所 整備課

電話:093-691-2522

e-mail: toshi-seibi@city.kitakyushu.lg.jp